

高松市監査委員告示第31号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年11月30日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	吉	峰	幸	夫
同	竹	内	俊	彦

# 監査結果に基づく 措置通知

(包括外部監査)

(平成30年11月30日)



# TICAS



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

## 高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)



# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H30.11.30

監査実施年度 平成28年度

監査テーマ 上下水道事業に関する財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等	措置 通知日
1	指摘	貸付金の残高について	P 137	都市整備局 下水道経営課	H30.11.6
2	指摘	現金及び譲渡性預金の決算書での表示科目について	P 138		
3	指摘	未収金の滞留状況の検討について	P 138		
4	意見	料金改定根拠資料の整備・保存について	P 99		
5	意見	財政収支計画と決算額との比較分析の実施について	P 99		
6	意見	香東川流域下水道施設として県から取得した土地の評価と将来の利用計画について	P 138		
7	意見	建設仮勘定の資産性の検証について	P 139		
8	意見	出資金の評価について	P 140		
9	意見	一般会計から下水道事業への繰入金金の算定について	P 141		

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	貸付金の残高について	
指 摘 の 内 容	<p>水洗トイレ設置のための資金を貸付ける事業における貸付金について、平成27年度末の貸借対照表の計上額より個人別の貸付金明細一覧の残高の方が230千円大きい状態である。</p> <p>本来、決算確定の時点で明細と一致しているか確認しておくべきものである。</p>	
報告書該当 ページ	P137	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho20160220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho20160220.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年11月6日
所管課等	都市整備局 下水道経営課
措置結果	<p>本件指摘事項については、下水道事業は平成23年度から地方公営企業法を適用したが、平成22年度末時点の未収金残高を計上する際に、230千円過少に算定し計上したことが原因であると確認できたことから、監査結果の通知を受けた後、これを平成29年4月25日付けで決裁を取り、平成28年度決算において修正振替した。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	現金及び譲渡性預金の決算書での表示科目について	
指 摘 の 内 容	<p>下水道事業の平成27年度の決算では小払資金とつり銭資金の70千円は未収金に計上されているが、未収金ではなく現金勘定で計上すべきである。</p> <p>また、下水道事業で、預金の中に譲渡性預金が、1,800,000千円含まれているが、有価証券として処理することが必要である。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P138	
報 告 書 へ の リ ン ク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成30年11月6日
所 管 課 等	都市整備局 下水道経営課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項については、監査結果の通知を受けた後、平成29年3月31日に小払資金及びつり銭資金ともに「仮払金」から「現金・預金」に振り替えた。</p> <p>また、譲渡性預金についても、平成28年度決算から「有価証券」として管理することとし、決算書及び説明資料での表示科目を改めた。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	未収金の滞留状況の検討について	
指 摘 の 内 容	調定システム・受益者負担金システムの未収金以外の未収金については、滞留債権の有無の検討がなされていない。毎決算において、滞留債権の有無を確認した上で、貸倒引当金の計上の要否を検討する必要がある。	
報告書該当 ページ	P138	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年11月6日
所管課等	都市整備局 下水道経営課
措置結果	本件指摘事項については、監査結果の通知を受けた後、「未収金に係る貸倒引当金計上の際の対象範囲」について検討した結果、下水道使用料・受益者負担金及び分担金以外の債権については、一般会計からの繰入金及び、地方公共団体等に対するものである。いずれも貸倒れが想定されないものであるため、平成29年4月25日付けで、貸倒引当金の計上は不要であることを確認した。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区分	意見	
意見の項目	料金改定根拠資料の整備・保存について	
意見の内容	<p>料金算定の根拠資料が保管されていないことから、算定ルールの継続性が保たれない恐れがあり、例えば次の改定時に原価の集計範囲が異なってしまうこと等も考えられる。料金改定の際には、その最終集計結果を適切な期間、あるいは次回改定時までは保管する必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P99	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年11月6日
所管課等	都市整備局 下水道経営課
措置結果	<p>本件意見については、監査結果通知後に調査したところ、平成22年度の下水道使用料改定作業を当時の都市整備部下水道管理課が実施し、その後、平成23年度上下水道局統合に伴い、所管が上下水道局お客さまセンターに移ったところ、一時的にその存在が不明となり、根拠資料の提出ができなかったため、意見を受けたものである。</p> <p>平成30年度の上水道局の廃止及び防災合同庁舎への移転に当たり、改めて確認したところ、根拠となる資料は存在し、保管されていることが判明した。</p> <p>なお、今後は、下水道経営課において根拠資料を保存するとともに、保存期間を10年に設定することとした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	財政収支計画と決算額との比較分析の実施について	
意見の内容	財政収支計画と決算額を比較分析して、使用料の妥当性を検証することにより、今後作成する計画値の精度が向上することが期待できる。定期的な下水道使用料の見直しのタイミング等で財政収支計画と決算額の比較分析を継続して実施することが有用である。	
報告書該当 ページ	P99	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年11月6日
所管課等	都市整備局 下水道経営課
措置結果	<p>本件意見については、監査結果の通知を受けた後、高松市上下水道ビジョンに掲載の財政収支計画に記載の予算額と決算額が、同じ項目において比較できる資料を、平成30年7月に作成した。</p> <p>今後においては、財政収支計画とのかい離などを確認し、下水道使用料改定の要否を検討することとした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	香東川流域下水道施設として県から取得した土地の評価と将来の利用計画について	
意見の内容	<p>流域下水道施設の移管については、県からの事業の引継ぎと捉え、県の土地取得価格15,217,221千円を帳簿価格としている。その結果、土地の帳簿価格は、路線価の数倍となっており、市場での実勢価格よりかなり高いものとなっている。</p> <p>このため、著しい時価の下落が認められる場合は減損処理の検討が必要になる。</p> <p>また、海側の土地など、将来的に活用が見込まれない場合は、別途、遊休資産として減損処理の検討が必要になる。</p>	
報告書該当 ページ	P138	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年11月6日
所管課等	都市整備局 下水道経営課
措置結果	<p>本件意見については、当該事業を県から引き継いだものと考えており、また土地についても、「譲与、贈与その他無償で取得したもの」ではないことから、地方公営企業法施行規則第8条第1項の規定を適用し、評価方法は原価主義を採用することが適当とし、直接本市が支出した金額ではないが、香川県が支出した金額を評価額としている。</p> <p>また、現在、未使用となっている土地については、高度処理施設、消化ガスタンク等の将来計画が存在しており、遊休地ではないが計画の見直しが行われた際には、土地についても適正な処理を行うように努める。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	建設仮勘定の資産性の検証について	
意見の内容	<p>建設仮勘定については、年度決算作業において費用処理すべきものがないかを確認して決算資料として残しておく必要がある。</p> <p>また、業務委託の内容により期間費用として会計処理すべきものはないか、固定資産に配賦する場合はどのように配賦するのが合理的か、計画どおりに実施されなかった工事に対応する部分についての費用処理など、会計処理の方針を明らかにしておくことが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P139	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年11月6日
所管課等	都市整備局 下水道経営課
措置結果	<p>建設仮勘定の資産性の検証については、監査結果の通知を受けた後、平成28年度決算から、建設仮勘定一覧表を財産振替の決裁に添付することで、本勘定への振替漏れや資産性のないものが残っていないかを確認できるように改めた。</p> <p>また、下水道事業の長寿命化計画策定業務の委託費用については、現在、本市では、後年度の工事に関連する業務委託については、対象の工事が全てしゅん工したときに本勘定へ振り替えることとしている。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区分	意見	
意見の項目	出資金の評価について	
意見の内容	出資金については、今後は、毎期、決算担当部署が出資先である香川県下水道公社の決算書を入手し、評価減の要否を検討し、決算資料として残しておく必要がある。	
報告書該当 ページ	P140	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年11月6日
所管課等	都市整備局 下水道経営課
措置結果	本件意見については、監査結果の通知を受けた後、決算担当部署において、出資先の決算書を入手し、評価減の要否を検討した後、決算資料として適切に保管している。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成28年度／上下水道事業に関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	一般会計から下水道事業への繰入金の算定について	
意見の内容	<p>雨水処理に要する経費のうち維持管理費を476,779千円と算定した根拠資料が決算資料として残されていない。</p> <p>また、下水道事業で発生する維持管理費のうち雨水処理に係ると認められる割合は、過去と同じ率を継続使用しているが、その算定根拠を整備するとともに、現在でもその率を適用することが妥当であることを検証すべきである。</p> <p>更に、一般会計からの繰入金を「高松市下水道事業繰入金明細書」というエクセル資料で集計しているが、相当に複雑な計算過程を経て算定された表であるため、外部説明資料として、その計算ロジック、考え方を決算資料として文書で残すことが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P141	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho20160220.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年11月6日
所管課等	都市整備局 下水道経営課
措置結果	<p>本件意見については、監査結果の通知を受けた後、一般会計繰入金の算定資料については、決算関係書類とは別管理となっていたが、平成28年度決算から併せて保管するよう改めた。</p> <p>また、維持管理費のうち雨水処理に係る割合については、検証を行ったところ、積み上げにより算出されている決算統計の雨水・汚水の割合とほぼ同程度であることや、繰入金の考え方の一貫性・継続性の観点から妥当であると判断している。</p> <p>繰入金の内訳を外部に説明する資料としては、平成29年度決算から「決算の概要」として、ホームページにおいて公表することとしている。</p>